

特掲診療料の施設基準にかかる掲示事項（手術について）

«2025年»

1. 区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	17
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	125
工	肺悪性腫瘍手術等	49
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	125

2. 区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	9
イ	水頭症手術等	18
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
工	尿道形成手術等	36
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	14
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	6

3. 区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
工	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	1
キ	同種腎移植術等	0

4. 区分4に分類される手術の件数

手術の件数

472

その他の区分に分類される手術

手術の件数

ア	人工関節置換術	55
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	49
工	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないもの）	0
オ	経皮的冠動脈形成術	
	急性心筋梗塞に対するもの	1
	不安定狭心症に対するもの	9
	その他のもの	11
	経皮的冠動脈粥腫切除術	0
	経皮的冠動脈ステント留置術	
	急性心筋梗塞に対するもの	9
	不安定狭心症に対するもの	27
	その他のもの	52



公益社団法人地域医療振興協会
東京北医療センター

